



11月「下請取引適正化推進月間」

無茶な依頼 しないさせない 受け入れない

下請取引については、以下のように親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。

下請代金支払遅延等防止法

下請中小企業振興法

【親事業者の義務】	【振興基準】
<ul style="list-style-type: none">○取引条件等を記載した注文書の交付○下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存○下請代金の支払期日を定めること 等	<ul style="list-style-type: none">○発注内容の明確化、発注方法の改善○下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善○下請事業者の連携の推進○下請事業者の自主的な事業の運営の推進
【親事業者の禁止行為】	
<ul style="list-style-type: none">○受領拒否○下請代金の支払い遅延○買ったたき○物の購入強制・役務の利用強制 等	

全国各地において、下請取引適正化講習会（参加費無料）が開催されます。

～岡山会場～

【開催日時】 令和元年11月25日（月） 13:30～16:30

【開催場所】 岡山国際交流センター 8階イベントホール

（岡山市北区奉還町2-2-1）

【対象】 下請取引を行う事業者（物品の製造[加工を含む。]、修理、情報成果物の作成又は役務提供を業とする事業者）

【申込・問合せ先】 公正取引委員会事務総局 中国支所下請課

TEL:082-228-150 FAX:082-223-3123

<https://www.jftc.go.jp/>

（全国各地の講習会日程等はホームページにてご確認ください。）